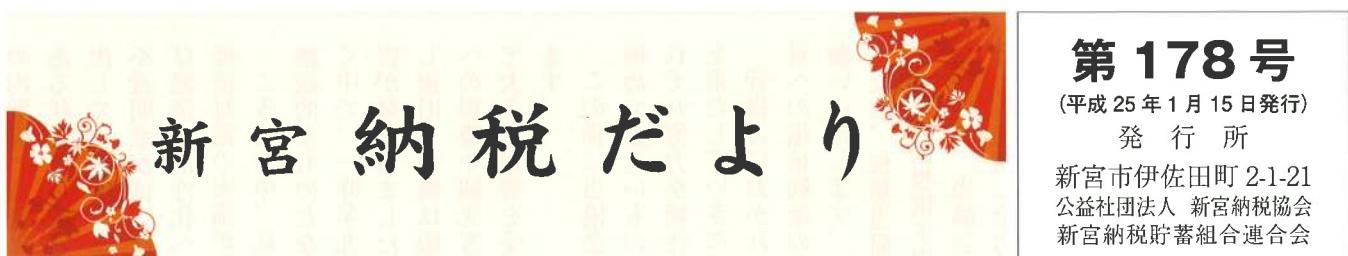
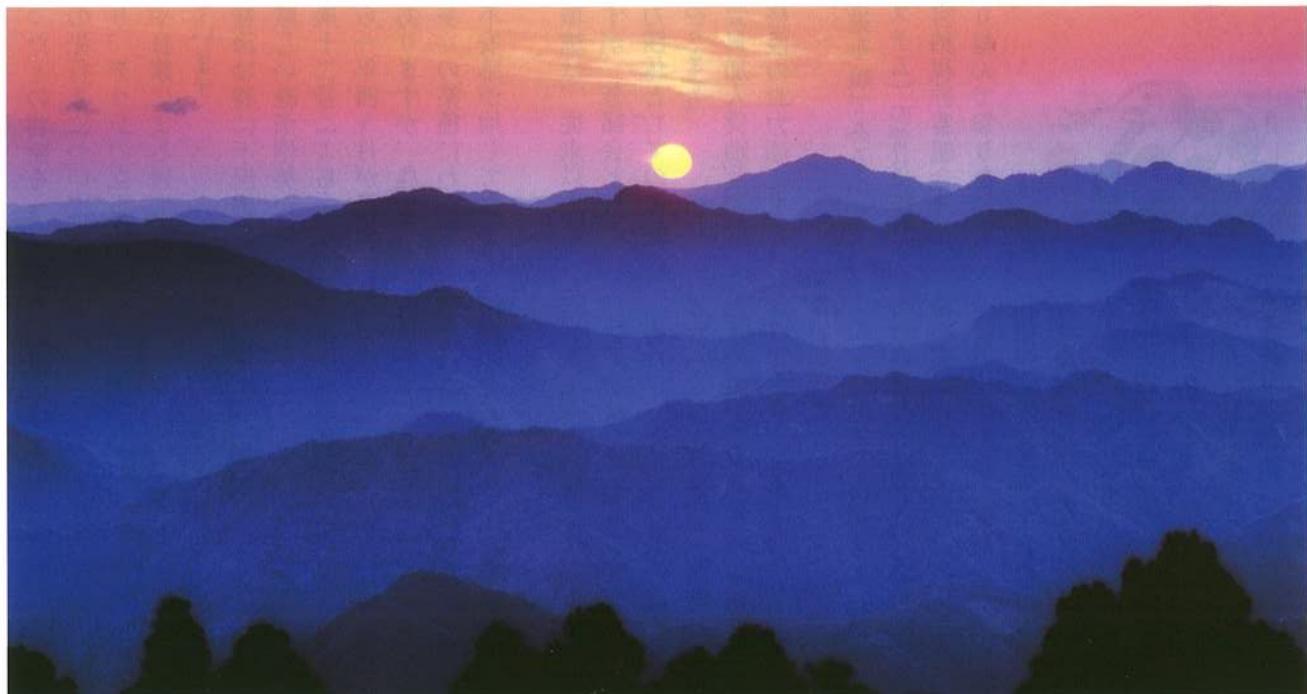


(1)



納税協会指針

納税協会は、健全な納税者の団体として、税知識の普及に努め適正な申告納税の推進と納税道義の高揚を図り、企業及び地域社会の発展に貢献します。



那智高原より（那智勝浦町）

新年のごあいさつ



公益社団法人 新宮納税協会
会長 西 義 弘

新年あけましておめでとうございます。
平成二十五年の年頭にあたり、皆様に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

新宮納税協会は、会員の皆様方の温かいご理解とご協力によりまして、昭和十九年に創立以来、本年で六十九年目となります。この間、健全な納税者の団体として、税知識の向上や適正な申告納税の推進と納税道義の高揚を図ることに努めてきました。

具体的には、公益社団法人新宮納税協会として「税に関連した各種説明会や研修会、講演会の開催」「納税だより・納税月報の発行や税務図書の出版・販売を通じて税に係る最新情報の提供」「各種の税務相談」などに加え、会員の皆様方や広く地域の方々のニーズに応じて「簿記教室の開催」や「パソコン会計教室」を開催するなど広く税務行政をサポートしているところであります。

こうした当協会の事業活動は、「総務部会」「個人部会」「法人部会」「資産税部会」「間税部会」「青年部会」「納税部会」の七部会により会員の皆様方や地域の皆様方のご事業の発展に資るために、積極的に発展してきたものであります。

当協会の事業が、概ね計画通り遂行することができましたのも、会員の皆様方の温かいご理解とご支援の賜物と心から感謝を申し上げます。

我が国の経済情勢は、欧州債務危機や世界経済の下ぶれ圧力の増大を背景として依然として厳しい状況下にあり、これに日中関係悪化の影響による対中輸出の急減が加わって日本

消費税 これでも僕らも 納税者

(2)

の内閣府と日銀は、日本経済は景気が回復しつつある状態から低迷状態に変わったとの判断をうち出しています。この様に経済の先行きについては不透明感が拭えない現状にあり、デフレの克服及び経済の活性化へ向けての国や日銀による適切な経済対策の実施が急務となっています。

こうした中、私どもの地方経済は特に不況感が継続的なものとなつております、厳しい経済情勢が続く中で、一昨年九月初旬の台風十二号による大災害が発生しました。大災害から一年四ヶ月が経過し復旧・復興は順次進みつつありますが、農林業への影響や観光客の減少等、多くの業種にわたって大きな影響を受け先行きの不安感が増しております。

この様に当協会を取り巻く環境は、従来以上に極めて厳しいものがございますが、各部会ともぞれぞれ努力を傾注して納税協力団体としての役割を果たしていきたいと考えております。

皆様方におかれましては、会員加入奨励及び会員への福祉制度の推進等に、格段のお力添えをお願いいたします。

なお、税務当局の重要な推進事項である「e-Tax（国税電子申告納税システム）の普及定着」について、当協会は今年も新宮納税貯蓄組合連合会とも協調し全力を上げて取り組んで参りたいと考えています。

結びにあたり、会員の皆様方のご事業の益々のご発展とご健勝・ご多幸を祈念し、私の新年のごあいさつとさせていただきます。

（略）

新年のごあいさつ



新宮納税貯蓄組合連合会
会長 島野 勝

新年あけましておめでとうございます。

平成二十五年の新春にあたり、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

平素は、新宮納税貯蓄組合連合会の事業運営に、格別のご理解とご支援を賜り、心から感謝を申し上げます。

当地域の経済情勢は、全体的に依然として厳しい状況が続いております。

また、一昨年九月の台風十二号による大きな被害から、徐々に復旧・復興は進んでいますが、観光客の減少など多くの業種で未だに大きな影響を受けており、地域経済は先行きの不透明感が拭えない状況となっています。

こうした厳しい状況下でありますが、納税貯蓄組合連合会の使命は、期限内納税の推進と納税道義の高揚を図ることにあります。

当連合会では、従来より国や地方自治体の財政基盤の安定に寄与するため、毎年、「e-Tax」の普及定着並びに消費税完納推進宣言式を行ない、広く管内の納税者の皆様方に對して、申告納税制度の一層の定着化のための活動を展開しているところであります。

また、地方経済の不況が続く中、今後滞納額も消費税を中心として増加が懸念されるところであります。このことについても納税貯蓄組合員の皆

様方の温かいご理解とご協力を賜りながら、消費税等の滞納防止のための啓蒙活動を行つています。本年も、特に税務当局の奨める「e-Tax の普及定着」及び「消費税完納推進」について、納税協会と協調して取り組んで参りたいと考えています。

次に、租税教育の一環として注力している「中学生の税についての作文の募集活動」でございますが、二十四年度は管内の十九中学校から八〇三編の応募をいただき、その内の一篇は、大阪国税局長賞を受賞するなど多数の優秀作品が選ばされました。毎年多くの中学生が応募され、税に関する制度や税の使途等について正しく理解され、作文の内容は、質的な向上も目覚しく、活動の成果が表れています。

今後も、こうした事業活動を継続的に展開していきたいと考えていますので、よろしくご理解・ご支援を賜りますようお願いします。

最後になりますが、組合員の皆様方のご事業の益々のご繁栄とご健勝を祈念いたしまして、私の新年のごあいさつとさせていただきます。



新宮税務署長
原 浩

新年のごあいさつ

平成二十五年の新春を迎え、謹んで新春のお慶びを申し上げます。

税金は明るい未来にかける橋

公益社団法人新宮納税協会並びに新宮納税貯蓄組合連合会の皆様方には、平素から税務行政の円滑な運営につきまして、深いご理解と格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

ところで、税務行政を取り巻く環境は、国際化、高度情報化、広域化などの進展により、課税・微収事業の複雑困難化が更に加速するなど、ますます厳しいものとなつております。また最近では消費税の増税問題など特に国民から注目を受けているところでもございます。

このようなかつては、常日頃から適正な申告納税の推進と納税道義の高揚のために、一方ならぬご尽力を賜っておりますとともに、私どもが局・署を挙げて当面の課題と位置付けておりますe-Tax（国税電子申告・納税システム）の一層の普及及び定着に積極的に取り組んでいただいており、大変心強く感じているところであります。

さて、まもなく平成二十四年分の確定申告期を迎えます。本年の確定申告期におきましても、税務署以外の場所でも相談会場を設けることとしており、是非とも、お近くの各会場をご確認の上、ご利用くださいとお願い申し上げます。

ところで、当地域では一昨年九月の台風十二号により甚大な被害が生じ、地域経済にも大きな影響を受けることとなりました。しかしながら、様々な取組みにより復旧・復興に向けての動きが着実に進んでいるものと感じています。私としましても、一日も早い地域の復興を願つていただけることがあります。

最後になりましたが、平成二十五年が公益社団法人新宮納税協会並びに新宮納税貯蓄組合連合会の更なる発展の年となりますよう、また、皆様方

にとりまして幸多き年となりますよう、さらには、地域の早期復興を心からお祈りいたしまして、新年度のごあいさつとさせていただきます。

租税教室を開催 青年部会



公益社団法人新宮納税協会青年部会では、平成二十四年度も小学生及び中学生を対象とした租税教室の実施に取り組みました。

第一回は、七月四日、新宮市立熊野川中学校において、一学年・二学年・三学年全員の三十一名が参加し、講師は事務局の泉書記が務めました。

また、第二回は、十一月六日、新宮市立神倉小学校において、六学年全員の九十二名が参加し、講師は青年部会副部会長の内田照也さんが務めました。さらに、第三回は、十一月十四日、新宮市立蓬萊小学校において、六学年全員の四十一名が参加し、講師は事務局の泉書記が務めました。

い道などについて講義を行いました。
租税教室は、将来の日本を背負う子供たちに税金の大切さを学んでもらうこととしており、青年部会では平成二十二年度より事業活動の一環として実施しています。
消費税を身近に感じ、いろいろな税がどのように使われているかに興味を示す子供たちを見て、租税教室の大切さを再認識しました。今後についても、青年部会が主となって、租税教室の継続的開催に取り組んでいくものです。

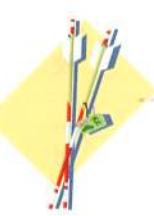
第五回「青年の集い」 京都大会へ参加

第5回「青年の集い」京都大会が、十一月二十九日 ホテルグランヴィア京都で、八十三協会の青年部会員が参加して盛大に開催されました。新宮納税協会は、関副会長、杉本青年部会長他四名、合計六名が参加しました。

当日は、第一部で、株式会社京都ホテル 代表取締役社長 平岩考一郎氏により、「経営に活かす経済の読み方」の演題による講演会が行われました。

また、第二部の意見交換会（異業種交流）では、他納税協会青年部会との交流が図られ、有意義な「青年の集い」となりました。

なお、来年は、神戸での開催が予定されています。



租税教室では、税金クイズや税金に関するDVD、模擬種類や税金の使

税金の 有効利用で 豊かな暮らし

(4)

納税表彰・感謝状受彰(贈)者

(敬称略・順不同)

菊花薫る十一月十五日、新宮商工会議所において、平成二十四年度の納税表彰・感謝状贈呈式が

新宮税務署、公益社団法人新宮納税協会、新宮納税貯蓄組合連合会の共催のもとに、紀南県税事務所長、新宮市長、東牟婁郡町村会長、新宮商工会議所会頭、近畿税理士会新宮支部長の来賓をお迎えして挙行されました。

この日、晴れの表彰、感謝状を受けられた方々は、多年にわたり税の重要性をよくご認識され、納税道義の高揚と税務行政の円滑な運営に多大な貢献をされた方々であり、深く敬意を表すると共に心からお慶び申し上げます。

◎ 新宮税務署長 納税表彰

角 口 根 賀 幹 敏 浩



(受彰する 角口さん)

◎ 公益社団法人 新宮納税協会 会長表彰

成 中 田 隆 定 司 俊

◎ 和歌山県知事賞(伝達)

明神中学校 二年
西 星 奈

◎ 大阪国税局長賞(伝達)

近畿大学附属新宮中学校 一年
岩崎さらら

岩崎さんは、新宮税務署管内における本年度の中学生の税についての作文の最優秀作品として、「大阪国税局長賞」を、また、西さんは、「和歌山県知事賞」を受賞した後、岩崎さんは「健康を守る税」、西さんは「税の大切さ」と題した作文の朗読を行い、御出席の皆様に大きな感動を与えました。

◎ 新宮納税貯蓄組合連合会 会長感謝状

柴 温 井 瞳 弘
日 比 野 井 育
山 縣 雄 育
弘 荣 伸 男
明 吉 生 弘
明 吉 生 弘

米 本 良 倫
山 下里 中学 校 静 倫
那智勝浦町立 下里中学校 静倫
古座川町立 明神中学校 静倫



(朗読する 西 星奈さん)

(朗読する 岩崎さらさん)

◎ 全国納税貯蓄組合連合会 会長感謝状(伝達)

北山村立 北山中学校

◎ 近畿納税貯蓄組合連合会 会長感謝状(伝達)

新宮税務署長 感謝状

中 畑 光 史

那智勝浦町立 那智中学校

納税の心がつなぐ社会の和



(新宮会場で朗読する 後くん)

から十一月十七日まで
毎年、十一月十一日
が朗読されました。

から十一月十七日まで
毎年、十一月十一日
が朗読されました。

（新宮会場で朗読する 後くん）
の表彰式は、本年度も新宮市と串本町の二ヶ所で
行われました。

平成二十四年度 中学生の「税についての作文」
の表彰式は、本年度も新宮市と串本町の二ヶ所で
行われました。

平成二十四年十一月十六日（金）午後三時三十分から「串本町役場第二庁舎」において、太地町及び串本町・古座川町の各中学生を対象に、又、平成二十四年十一月十九日（月）午後三時三十分から「新宮商工会議所」において、新宮市・那智勝浦町・北山村の各中学生を対象として表彰式が行われ、各会場ではそれぞれ優秀作品が朗読されました。

管内の中学生の「税についての作文」各賞の受賞者は、次のとおりです。

中学生の「税についての作文」 表彰式を盛大に挙行

主催 新宮納税貯蓄組合連合会
会長 島野 浩治 勝
新宮税務署 署長 原浩治
後援 新宮・東牟婁租税教育推進協議会
会長 原浩治
（新宮税務署長）
公益社団法人 新宮納税協会
会長 西義弘



(串本会場で朗読する 濱さん)

の一週間は「税を考える週間」として広く国民の皆様方に税を考えてもらおうということを繰り広げています。

で、全国的なキャンペーンを繰り広げています。
中学生の税の作文表

彰式は、この週間行事の一環として全国的に彰式は、この週間行事の一環として全国的に

行なわれており、各中学校の生徒に作文に取り組んでもらつて「税の仕組み」や「税の果たす役割」について、正しく理解するため行つているものです。

【本年度の傾向】

本年度の応募者数は、新宮税務署管内の十九中学校から、八〇三点（昨年は八一七点）の応募がありました。少子化などの影響もあり、管内の中学生の生徒数は四十二名の減少となっています。

作文の内容は、毎年質的な向上に大変目ざましいものがあり、全国の応募者から寄せられた、約五十八万編の作品の中から、管内で、「大阪国税局長賞」を受賞する栄誉を得ることができました。

この賞は、近畿二府四県で十七名の生徒に贈られたもので、和歌山県では三名の受賞となつており、また、「和歌山県知事賞」は、県内で唯一の受賞となつております。

○大阪国税局長賞

近畿大学附属新宮中学校 一年 岩崎さら

○和歌山県知事賞

明神中学校 二年 西星奈

○和歌山県租税教育推進連絡協議会賞

緑丘中学校 三年 後充人

○新宮税務署長賞

下里中学校 三年仲実里
明神中学校 二年中井桐子

○新宮・東牟婁租税教育推進協議会会長賞

宇久井中学校 三年下地晴佳
太地中学校 三年瀧麻美

○東牟婁振興局長賞

明神中学校 三年垣実咲
宇久井中学校 三年平野沙知

○新宮市長賞

近畿大学附属新宮中学校 一年大久保友雅
近畿大学附属新宮中学校 一年川嶋紀子

○東牟婁郡町村会会長賞

西向中学校 三年森川葉月
宇久井中学校 三年山本果歩

税金が 支える社会に 笑顔満ち

(6)

○新宮商工会議所会頭賞

光洋中学校三年岡本真美
中学校三年芝崎ももか

○東牟婁郡商工連合会会長賞

下里中学校三年中筋志保

○近畿税理士会新宮支部長賞

宇久井中学校三年大谷みゆき
太地中学校三年森美穂

○公益社団法人新宮納税協会会長賞

宇久井中学校三年小林真理
那智中学校三年海野菜々子
太地中学校三年細野弘奈
西向中学校二年東愛里沙

○大桑教育文化振興財団理事長賞

熊野川中学校	二年平	光珠
串本中学校	一年仲	夢仁
明神中学校	三年長谷川	昭夫
明神中学校	二年岡田	未來
二年谷口優芽	二年谷口優芽	二年谷口優芽
近畿大学附属新宮中学校	一年河上允	河上允
近畿大学附属新宮中学校	一年楠本あみ	楠本あみ
一年田中啓隆	一年田中啓隆	田中啓隆
三年畠下晴紀	三年畠下晴紀	畠下晴紀
光洋中学校	光洋中学校	光洋中学校

○新宮納稅貯蓄組合連合会 特選

近畿大学附属新宮中学校	一年	河上允
近畿大学附属新宮中学校	一年	楠本あみ
近畿大学附属新宮中学校	一年	田中啓隆
三年畠下晴紀	一年	中
光洋中学校	三年	下

○新宮納稅貯蓄組合連合会 入選

◎ 大阪国税局長賞

「健康を守る税」

近畿大学附属新宮中学校
一年 岩崎さら

中学生となつたこの春、新宮市保健センターから予防接種のお知らせが二通届きました。一つは子宮頸ガン予防ワクチン接種、もう一つは麻しん風しん混合ワクチン予防接種です。子宮頸ガン予防ワクチンのことはニュースやテレビのコマーシャル等で度々取り上げられていたので知っていました。子宮頸ガンは日本国内では年間約一万人が発症し、約三千五百人が死亡している、女性特有のガンです。ガンの中で唯一予防接種の効果が期待されているので、予防効果の高いとされる中学生になり、知らせが届いたのです。

このワクチンはとても高価で、説明書に接種費用は三回で約五万円かかると書いてありました。しかし、私は助成対象年齢なので、市が費用を負担してくれるので無料で接種することが出来ます。年齢を考えての細やかなサポートをしながら私達の健康を守るために税金が使われていることを知り、感謝しなければならないと思いました。特にこのような高価なワクチンは接種をためらう人も少なくないと思います。しかし、税金で費用を負担してくれることで接種する機会を作ってくれ、

※新宮納税貯蓄組合連合会 入選につきましては、各校にて受賞生徒への交付が行われました。

中学生の「税についての作文」 優秀作品

考え方 身近な税の 大切さ

また、私達に病気に対する知識も教えてくれ、本当に有り難いことだと思います。

予防接種を行った時、母子手帳を見ると、今までたくさんの予防接種をしていました。全て無料で受けることが出来たそうです。もちろん、税金で費用を負担してくれているからです。母子手帳を見て、税金は私達が赤ちゃんの頃から一人一人の健康を考え、安心安全に暮らすため、細やかに生活を支えてくれているのだなあと、感謝の気持ちでいっぱいになりました。世界には予防接種が受けられず、亡くなる子供がたくさんいます。税金により国民の健康をしっかりと支える体制の整った日本に生まれ、よかつたなあと思います。

日本は医療制度が充実しているので、安心して病院へ行くことが出来ます。医療費も税金が使われているので少ない負担でよいことも知りました。もし医療費が高かつたら具合が悪くても病院に行くのをためらつたりするかもしれません。税金は一番大事な健康をずっと支えてくれているのです。このように、私達が税金の使われ方や税で成り立っているものの内容を知ることはとても大事なことだと思いました。私が納める税といえば、買物をした時に支払う消費税です。金額的にはとても少額ですが、この税がどこかで誰かのために使われているかもしれないと思うと、納税は大切なことだと思うようになりました。

将来、納税者となつた時、自分の納めた税金の使われ方に常に関心を向け、しっかりと税金を納めようと思います。そして、その税金がどこかで誰かを守つて、安心した生活を支えることが出来たらしいなあと思います。

税に関する高校生の作文

平成二十四年度の税に関する高校生の作文は、管内の高等学校五校から五一三編の応募があり、次の方々が表彰されました。

○大阪国税局長賞

近畿大学附属新宮高等学校 一年 稲葉莉帆

○和歌山県租税教育推進連絡協議会賞

和歌山県立新宮高等学校 一年 仲眞由

○新宮税務署長賞

近畿大学附属新宮高等学校 一年 泉有紀
和歌山県立新宮高等学校 一年 寺地夢穂

○新宮・東牟婁租税教育推進協議会会長賞

和歌山県立新宮高等学校 一年 漢野真由
和歌山県立串本古座高等学校 一年 山野井ほのか

税に関する広告塔を改装 e-Tax e-LTAX 利用推進等をアピール

「税を考える週間」を迎える新宮納税協会と新宮税務署は、今年も十一月十一日より十一月十七日までの、

納税貯蓄組合連合会では、税についての関心と理解を深めてもらうための事業として、太地町役場敷地内に設置している税に関する広告塔の改装を行いました。

改装された広告塔は、e-Tax及びe-LTAXの利用推進をアピールするものと税に関する標語となつており、自宅からインターネットを利用して申告、納税、申請・届出等ができる国税と地方税の電子申告・納税システムのPRと税に対する啓蒙を図るためにものとなりました。



会員の皆様へ

適正申告のお願いについて

平成二十四年分の所得税及び消費税の確定申告の時期がまいりました。

当会におきましては、従前から、申告納税制度の下で、適正申告と期限内納税の実現を目指し努力しているところであります。

つきましては、確定申告に向けて、管内の各地域において税理士会から派遣を受けた税理士による申告相談会場にて、会員の方々の適正な決算、申告についてのアドバイスをいただいております。

ところで、確定申告に備えて、帳簿や書類の整理はお済みでしょうか。今一度、申告漏れがないかどうかを十分にご検討いただき、適正申告と期限内納税をお願い申し上げます。

なお、税務署以外の相談会場開設日等は、十二ページに掲載しておりますので、ご覧下さい。

消費税 私もしっかり 納税者

(8)



女性部（西 和代部長）では、第二回目の研修会を実施し、三重県熊野市、尾鷲市を訪れました。当団は、女性部の会員を主に二十一名が出席し、午前八時バスで出発し、先ず熊野市にある紀南ツアーデザインセンターを見学しました。この建物は、明治時代に熊野を代表する林業家であった初代奥川氏の私邸として建築され、現在は、熊野市が所有しているもので、古い建物内や調度品、庭等を見学しました。熊野の伝統的な建築様式を当時のままとどめており、まるで明治時代に戻ったような感覚となりました。

その後、尾鷲市に移動し土井竹林を散策しました。この竹林は、江戸時代に林業家の土井家が薩摩から移植した孟宗竹などの竹林です。約四千平方メートルの竹林には、直径三十センチもある大きな竹もあり、竹林の自然に囲まれ感動をおぼえました。

お昼には、海の近くにある「夢古道おわせ」（地域の情報発信を目的とした施設）を訪れ、地元の海・山の旬な食材を使ったランチバイキングをいただきました後、「夢古道の湯」（みえ尾鷲海洋深層水を使った温泉施設）で入浴しました。

新宮納税貯蓄組合連合会女性部 研修会の開催

「納税協会会員章」と「新宮納税協会会員シール」を同封しています！

納税協会会員章は、店舗の入口や玄関等の見やすい場所に貼付して下さい。

協会会員シールの貼付場所について

個人の方

申告書は、OCR用紙（機械で数字を読み取るもの）となっておりますので、必ず申告書の第二表の氏名欄左下に貼付して下さい。（下図のとおり）他の場所及び収支内訳書や決算書には貼らないようお願いします。

平成□□年分の所得税の確定申告書B		第二表	
貼付場所		申告書の欄名	
住民 登録 番号 カナ名	見本	損失の原因	損失年月日
公益社団法人 新宮納税協会会員		損失を受けた資産の種類など	差引損失額のうち見苦しい額
⑩ 差引損除 除	損害金額	保険金などで補てんされる額	差引損失額のうち見苦しい額
⑪ 医療 費用	支払医療費	保険金などで補てんされる額	差引損失額のうち見苦しい額
⑫ 社会 保険 料	社会保険の種類 支払保険料	掛金の種類 支払掛金	差引損失額のうち見苦しい額
	小等 規格 企全 業		

法人の方

貼付場所は 法人税申告書 … 第一表以外の空いた箇所
消費税申告書 … OCR様式以外の申告書

(注) OCR様式の申告書はオレンジ色で印刷されています。

e-Taxでの新宮納税協会名の入力について

申告書に納税協会会員シールを貼る場合は、上記のとおりですが、e-Taxをご利用いただく場合は、下記の箇所に入力をお願いします。

- (1) 所得税（青色申告）…『所得税青色申告決算書』の「加入団体名」欄
- (2) 所得税（白色申告）…『収支内訳書』の「加入団体名」欄
- (3) 法人税 …『法人事業概況書』2頁の「加入組合等の状況」欄

理解して 納める税金 意義を増す

平成25年から平成49年までの各
予定納税

〈復興特別所得税の概要〉	
課 税 期 間	平成25年から平成49年までの25年間
課 税 対 象	期間中に生ずる各年分の所得
納 税 義 務 者	所得税を納める義務のある方
源泉徴収義務者	所得税の源泉徴収義務のある方
税 額	所得税額 × 2.1%

東日本大震災からの復興財源の確保のため、「復興特別所得税」が創設されました。

個人の方に係る復興特別所得税と復興特別所得税の源泉徴収について

口座から、所得税と復興特別所得税の合計額が引き落とされます。

源泉徴収等

所得税の源泉徴収義務者の方は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて国に納付します。

① 源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額

源泉徴収すべき復興特別所得税の額は、源泉徴収すべき所得税の額の2・1%相当額とされており、復興特別所得税は、所得税の源泉口座から、所得税及び復興特別所得税に係る予定納税の合計額が引き落とされます。

源泉徴収すべき復興特別所得税の額は、源泉徴収すべき復興特別所得税の額の2・1%相当額とされており、復興特別所得税は、所得税の源泉徴収の際に併せて源泉徴収することとされています。

実際には、次のとおり、源泉徴収の対象となる支払金額等に対しても、所得税と復興特別所得税の合計税率を乗じて計算した金額を徴収し、一枚の所得税徴収高計算書(納付書)で納付します。



③ 年末調整

給与等から源泉徴収する税額は、所得税と復興特別所得税の合計額となっていますので、年末調整も所得税と復興特別所得税の合計額で行います。

給与等から源泉徴収する税額は、所得税と復興特別所得税の合計額で行います。

〈源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額〉

支払金額等 × 合計税率 (%) (*)

$$= \text{源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額}^{(注)}$$

(注) 算出した所得税及び復興特別所得税の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

*合計税率の計算式

$$\text{合計税率} (\%) = \text{所得税率} (\%) \times 102.1\%$$

考え方 身近な税の大切さ

(10)

平成26年4月以降の消費税率
が、次の表のように2段階で引
き上げられることとなります。

消費税率の引き上げ

消費税の収入については、社会保障のための財源とされます。具体的には年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化対策のための施策費用に充てることとされます。

収入の使途の明確化

「社会保険の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、消費税率の引き上げ等の改正が行われます。社会保険制度の抜本的な改革等の一環として、社会保障の安定財源の確保、財政の健全化を目指す観点から、その財源調達を目的としています。

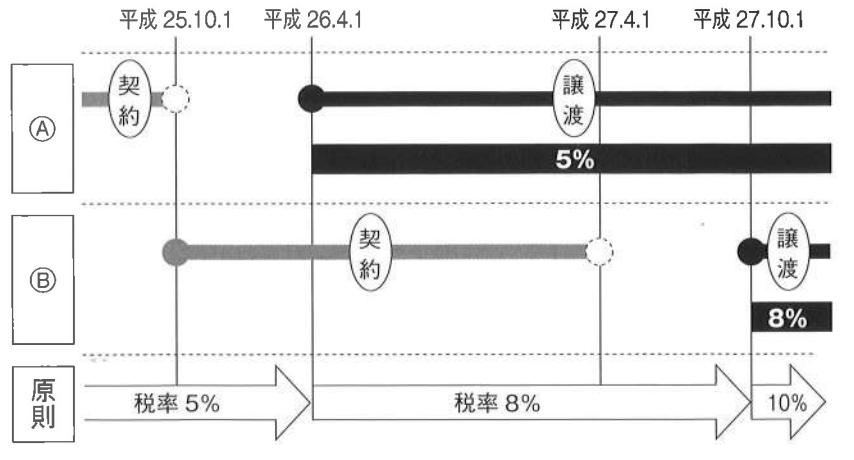
	現 行	平成26年4月1日～ 平成27年9月30日	平成27年10月1日～
国 税	4%	6.3%	7.8%
地 方 税	1%	1.7%	2.2%
合計税率	5%	8%	10%

平成26年4月から 消費税の税率が引き上げられます

なお、消費税率の引き上げにつながり、そのため、必要な措置が講じられることとなっています。また、工事の請負契約等については、一定の場合に認められる経過措置があります。（左図参照）

（工事の請負契約に係る経過措置）

Ⓐ	平成25年9月30日までにした契約につき、平成26年4月1日以降に資産の譲渡等がされるとき	税率5%
Ⓑ	平成25年10月1日から平成27年3月31日までにした契約につき、平成27年10月1日以降に資産の譲渡等がされるとき	税率8%



中間申告制度の改正

現行では、前課税期間の消費税率が48万円以下の事業主は中間申告の義務がありませんが、平成26年4月1日以後に開始する課税期間からは、中間申告書を提出する旨の届出書を所轄税務署長に提出することにより、中間申告を行えるようになります。

税金は 豊かな社会を 生む力

第37回「企業経営税務研修ツアー」のご案内

～ 函館・津軽・男鹿の自然と文化を訪ねて ～

《旅行代金》 121,000円(消費税込み)
 《旅行期間》 平成25年6月17日(月)～6月19日(水)
 《申込金》 30,000円(旅行代金に充当)
 《申込締切日》 平成25年4月26日(金)(定員になり次第締切)
 《宿泊先》 第1日目 ラビスタ函館ベイ
 第2日目 大鷗温泉 界津軽

- * 大阪集合・解散ですので、集合及び解散場所(伊丹空港)【変更する場合があります。】までの移動(切符の手配等)は、各自でお願い致します。
- * 集合時間・到着時間の都合上、前泊・後泊が必要になると思われますので、ご留意下さい。
尚、当協会で前泊・後泊のホテルの手配をさせていただきますので、ご希望の方は、お申込時にその旨お伝え下さい。
- * 参加希望者は、申込書により、公益社団法人新宮納税協会(TEL 0735-22-3698)にお申し込み下さい。
参加費用は、旅行会社が直接、参加者から徴収することとなりました。

～ 詳しくは、納税協会事務局までお問い合わせ下さい。～

月日・曜日	行程	宿泊・備考
6/17 (月)	<p style="text-align: center;">【昼食】</p> <p>関西空港 → ANA 1787 函館空港 五稜郭タワー展望台・昼食・箱館奉行所 8:55 10:35 11:00 11:30 13:30</p> <p>—— 大沼公園 —— 函館山 —— ラビスタ函館ベイ(泊) ※『函館山夜景観光』(希望者) 14:20 15:10 16:10 16:40 17:00 20:30~21:40</p>	【函館】 『ラビスタ函館ベイ』 洋室2名1室
6/18 (火)	<p style="text-align: center;">スーパー白鳥26号</p> <p>ホテル —— 元町エリア散策 —— 函館朝市見学 —— 函館 —— 青森 —— 8:20 8:30 9:00 9:10 9:50 9:55 10:17 12:07</p> <p style="text-align: center;">【昼食】</p> <p>—— 青森市内 —— 弘前(藤田記念庭園・弘前城・津軽藩ねぶた村) —— 『界津軽』(泊) 12:30 13:30 14:30 16:10 17:00</p>	【大鷗温泉】 星野リゾート 『界津軽』 和室2名1室
6/19 (水)	<p>旅館 —— 道の駅:ニッ井(きみまち阪) —— 寒風山回転展望台 —— 入道崎 —— 8:10 9:30 9:50 10:55 11:40 12:30</p> <p style="text-align: center;">【昼食】</p> <p>—— 男鹿半島 —— なまはげ館・男鹿真山伝承館 —— 秋田空港 → ANA 1656 伊丹空港 12:50 13:40 14:00 15:00 16:10 17:05 18:45</p>	

* 交通機関・時間帯等は変更になる可能性があります。 旅行主催会社:トップツアーリミテッド(株)大阪支社(担当:岡崎 義樹)

会員募集中

納税協会は、税の最新情報を届けし、
企業と地域社会の健全な発展を力強く
サポートします。

入会のお申し込みは
公益社団法人 新宮納税協会へ
TEL 0735-22-3698

新宮木材協同組合

新宮市あけぼの4-64
TEL 0735-22-6105

お米専門店

山本米穀店

新宮市神倉2-7-25
TEL 0735-22-3032

平成24年分確定申告等について

所得税・消費税の確定申告

① 税務署での相談及び申告書の受付等

種類	相談及び申告書の受付	納付期限	口座振替日
所得税の確定申告	2月18日(月)から3月15日(金) 還付申告の方は2月15日(金)以前でも申告書を提出できます。	3月15日(金)	4月22日(月)
消費税の確定申告 (個人事業者)	4月1日(月)まで	4月1日(月)	4月24日(水)

※ 土曜日・日曜日・祝日は税務署の閉庁日です。

② 税務署以外の相談会場開設の日

開設日	2月																					受付時間	
	5	6	7	8	12	13	14	15	18	19	20	21	22	25	26	27							
会場	火	水	木	金	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水							
那智勝浦町役場					●	●												○	○				
太地町公民館	●									○													9:30~12:15
古座川町中央公民館		●									○												13:00~15:00
串本町文化センター			●	●								○	○										

※ 1 「●」印の会場は、サラリーマンや年金受給者のための還付申告会場です。

「○」印の会場は、税理士会新宮支部による無料相談会場です。

※ 2 各会場とも土地・建物・株式等を売却された所得、山林所得に関するアドバイスは行っておりません。

※ 3 混雑の状況により、受付終了時間を早める場合がありますので、あらかじめご了承ください。

贈与税の申告

① 税務署での相談及び申告書の受付等

種類	相談及び申告書の受付	納付期限
贈与税の申告	2月1日(金)から3月15日(金)	3月15日(金)

※ 土曜日・日曜日・祝日は税務署の閉庁日です。



この社会 あなたの税がいきている

新宮税務署

◇ 納税協会及び各商工会等における申告会場開設日程 ◇

開設日	2月					3月							受付時間	
	22	25	26	27	28	1	4	5	6	7	8	11	12	
会場	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	9:00~15:00
新宮納税協会								○	○	○	○	○	○	
串本町商工会						○								
串本町商工会古座支所	○													
南紀くろしお商工会		○	○					○				○		9:30~16:00
古座川町商工会						○								
新宮商工会議所										○				

税金を 納めて住みよい 町作り



作成コーナー

検索

**申告書等は国税庁ホームページの
「確定申告書等作成コーナー」で作成できます！**

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税申告書などが作成できます。

当コーナーを利用した申告書の作成方法は2通りあります
(住民基本台帳カードがなくてもご利用いただけます!)

**住民基本台帳カードをお持ちの方
(電子証明書つき)**

別途ICカードリーダライタが必要です。
(家電量販店などで購入できます。)

**住民基本台帳カードをお持ちでない方
(電子証明書つき)**

住民基本台帳カードは、お住まいの市区町村窓口で取得できます。

インターネットで送信 e-Tax



詳しくはe-Taxホームページをご覧ください。

所得税の申告でe-Taxを利用すると…

- ① 最高3,000円の税額控除
(注)一定の要件があります。(平成19年分から平成24年分の間でいずれか1回)
- ② 還付金がスピーディー
- ③ 添付書類の提出省略
(注)一定の要件があります。

**プリントで印刷して
郵送等で提出**

(添付書類も同封してください。)



公的年金等を受給されている方は確定申告が不要になる場合があります！！

次の①と②の両方に該当する場合は、所得税の確定申告(提出・納税)が不要です。

- ① 公的年金等の収入金額の合計額が、400万円以下
- ② 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が、20万円以下

詳しい計算方法などについては、最寄りの税務署にお尋ねください。

ただし、①と②の両方に該当する場合でも、所得税の還付を受けられる方は、確定申告書の提出が必要です。

* 所得税の確定申告が不要でも、住民税の申告が必要になる場合があります。

詳しくは、お住まいの市区町村にお尋ねください。

記帳義務拡大に係る対応等について

現行の個人の白色申告者については確定申告等により確定している前々年分又は前年分の事業所得等の金額の合計額が三百万円を超える場合に記帳義務・記録保存義務が課されていますが、「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成二十三年法律第一一四号)により所得税法の一部が改正され、平成二十六年一月一日から全ての事業所得者等を対象として、同様の義務を課すこととされました。

新宮税務署においては、平成二十四年十一月までに地方公共団体・納税協会・商工会議所・商工会・金融機関・農協・漁協・森林組合に対して周知ポスター・周知チラシの窓口等への設置、広報誌や会報等への周知記事の掲載(データ提供)や会員等に対する発送物への周知チラシの同封依頼を行いました。

今後は、わかり易くインパクトのある周知チラシを作成し、平成二十六年一月一日からの円滑な施行に向けて、改正内容の幅広い広報・周知に努めていきたいと考えております。

山中計良

新宮税務署
個人課税部門
統括官

(株)ケーエスケー 新宮支店

新宮市緑ヶ丘1-10-52
TEL 0735-22-6151

(株)紀和商会

代表取締役 谷畠 正樹
新宮市下本町2-5-6
TEL 0735-22-2729

(株)徐福商行

新宮市徐福1丁目3番19号
TEL 0735-21-6230

加藤恒久商店

新宮市阿須賀1-3-11
TEL 0735-22-6381

角新木材(株)

新宮市船町2-5-6
TEL 0735-22-2001

(有)永田紙店

新宮市神倉3-1-19
TEL 0735-22-6471

個人情報の保護に関する方針

公益社団法人新宮納税協会は、個人情報の保護に関する法令の規程等を踏まえ、当会の保有する個人情報の保護に関する方針を次のとおり定めます。

1. 個人情報の保護に関する法令等を遵守します。
2. 必要な個人情報は適正な手段で入手します。
3. 個人情報の利用目的を通知又は公表します。
4. 個人情報を目的外に利用しません。
5. 法令に定める場合を除き、個人情報を本人の同意を得ることなく第三者に提供しません。
6. 個人情報の正確性を保ち、安全に管理します。

納税協会における個人(会員)情報の利用目的

公益社団法人 新宮納税協会 は、以下の目的のため、個人(会員)情報を利用します。

1. 本来的な各種事業・サービス等の提供のため
 2. 推奨する各種商品・事業及び制度等の案内のため
- (注) 会員名簿は、事務所に備え付け、一般の閲覧に供します。

納税協会の経営者大型総合保障制度ご加入者サービス

納税協会の経営者大型総合保障制度

広げよう
納税協会の輪医療・健康
の
サポートに!こんな声に
お応えいたします。Doctor of
Doctors Network

ドクターオブドクターズネットワーク

- 高度な医療が必要らしいが、どうしたらしいのか！
- 現在治療を受けているが、他の治療法がないか
別の医師の意見（セカンドオピニオン）も聞いてみたい！
- 自分の症状にあった専門医にかかりたい！

セカンドオピニオンサービス

受付時間：平日10:00～16:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)

メディカルコンサルテーション

現在治療中の病気や症状に関する「セカンドオピニオン」
やお客さまの病気や症状にあわせた「優秀専門医※1紹介」
のため、医大の名誉教授クラスの専門医（総合相談医※2）
と相談することです。

セカンドオピニオンの提供

より良い医療を選択するために、主治医以外の医師に現在の診断に対する見解や今後の治療方針、方法について意見を聞くことです。

優秀専門医の紹介

総合相談医の判断により、お客さまの病症状やニーズに合わせて、総合相談医から推薦・選考された高いレベルの専門性を有する専門医を紹介します。また、セカンドオピニオンの提供において、より高度な専門性が求められる場合、専門医を紹介します。



健康ダイヤル24

24時間 年中無休

- 健康相談
- 医療相談
- 介護相談
- 育児相談
- メンタルヘルスの相談
- 医療機関情報提供

※1 優秀専門医とは、43の専門分野においてティーベック株式会社ドクターオブドクターズ評議員全員一致で選考された専門医のことといいます。

※2 ティーベック株式会社の用語定義となります。

●当サービスは、納税協会の経営者大型総合保障制度および（集定・集団扱特約適用）個人保障プランの被保険者さま（保険の対象となる方）をご利用対象とさせていただいている。※契約者さまはご利用いただけません。

●当サービスは、大同生命保険株式会社とAIU保険会社の提携により、ティーベック株式会社が提供するサービスです。

●当サービスの内容は平成24年3月現在のものであり、今後予告なく中止または内容を変更する場合があります。あらかじめご了承ください。

●その他、地域や内容によりご要望に添えない場合がございますので、電話によるご相談の際、ティーベック社専門スタッフにご確認ください。

この広告には、保険商品の内容のすべてが記載されているものではありません。ご検討・ご契約にあたっては、「設計書（契約概要）」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。また、ご不明の点などございましたら、引受保険会社または取扱者にお問い合わせください。

和歌山営業部 田辺営業所/田辺市上屋敷2-15-15
(KMビル3F) TEL 0739-22-0422

AIU保険会社

和歌山支店/和歌山県和歌山市六番丁5
(和歌山第一生命ビル2F) TEL 073-432-5641

受付時間：午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

A-000238 2013-03



謹 賀 新 年



(16)

南紀くろしお商工会

那智勝浦町築地8-5-1 TEL 0735-52-1089

串本町商工会

串本町 串本 2410
TEL 0735-62-0044

北山村商工会

北山村 下尾井 314
TEL 0735-49-2119

新宮市医師会

会長 淢口博之

古座川町商工会

古座川町 高池 715-1
TEL 0735-72-3110



浦島観光ホテル(株)

三重県南牟婁郡紀宝町成川856
TEL 0735-22-7181

紀南歯科医師会

会長 向井弘幸



(有)湯川石油店

那智勝浦町勝浦458
TEL 0735-52-0118

(株)那智黒總本舗

太地町森浦 438
TEL 0735-59-3900

大芝建材(株)

串本町西向 842
TEL 0735-72-1111

華山運送(株)

那智勝浦町宇久井1396-19
TEL 0735-54-0027

(医)八紀会

新宮市蜂伏14-27
TEL 0735-31-7500

(株)アルコリテイルサポート

新宮市下田1-5-6
TEL 0735-21-2101

新宮電気工事(株)

新宮市緑ヶ丘1-2-10
TEL 0735-22-0223

(株)勝浦オーケワ

那智勝浦町朝日1-222-5
TEL 0735-52-7126

印 刷

(株)秀英社

新宮市池田2-2-27
TEL 0735-22-2087